

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社資生堂		コード	4911
提出日	2024/3/4	異動(予定)日	2023/3/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	大石 佳能子	社外取締役	○													○		有
2	岩原 紳作	社外取締役	○													○		有
3	得能 摩利子	社外取締役	○													○		有
4	畑中 好彦	社外取締役	○													○		有
5	小津 博司	社外取締役	○													○	新任	有
6	後藤 靖子	社外取締役	○													○	新任	有
7	野々宮 律子	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	<p>大石佳能子氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。</p> <p>同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社メディアヴァ 代表取締役 株式会社シーズ・ワン 代表取締役 江崎グリコ株式会社* 社外取締役 参天製薬株式会社* 社外取締役 <p>(*は上場会社)</p> <p>なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。</p>	<p><社外取締役選任理由と当社における役割・機能></p> <p>国内外で経営に携わってきたキャリアや、患者視点からの医療業界の変革に取り組む現役経営者としての経験・知見を有しています。これらの経験・知見から、取締役会において、事業構造改革等の議論において、積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として委員会に出席し、現役経営者の観点から、的確な意見を積極的に述べていただきました。</p> <p>上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は、新しいガバナンス体制のもと、引き続き上記の役割を果たすとともに、指名委員会および報酬委員会の委員としても適切な役割を果たすことを期待しています。</p> <p><独立役員該当状況と独立役員指定理由></p> <p>同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。</p>
2	<p>岩原紳作氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。</p> <p>同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な兼職はありません。 <p>なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。</p>	<p><社外取締役選任理由と当社における役割・機能></p> <p>会社法や金融法を中心とした法学研究を専門とする大学教授として深い法律知識を有するほか、法制審議会や金融審議会の重要な役職を歴任し、金融庁等の監督当局による監督・検査体制の構築にも関与してきた豊富な経験を有しています。これらの経験・知見から、今回のコーポレートガバナンス体制の変更や取締役会のあり方等について積極的にご発言をいただき、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいています。</p> <p>また、2021年9月より指名・報酬諮問委員会委員長に就任し、委員会内外において、委員長として指名報酬に関する意見を積極的に述べています。2023年は、同委員会委員長として、指名委員会等設置会社への移行に関し、指名・報酬諮問委員会および取締役会における審議等議論に尽力いただき、当社の社外取締役としてガバナンスのさらなる強化に対する監督等適切な役割を果たしていただいています。</p> <p>同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は、新しいガバナンス体制のもと、引き続き上記の役割を果たすとともに、指名委員会および報酬委員会の委員としても適切な役割を果たすことを期待しています。</p> <p><独立役員該当状況と独立役員指定理由></p> <p>同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。</p>

3	<p>得能摩利子氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。</p> <p>同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三菱マテリアル株式会社* 社外取締役 ・ヤマトホールディングス株式会社* 社外取締役 <p>(*は上場会社)</p> <p>なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。</p>	<p><社外取締役選任理由と当社における役割・機能> グローバルプレステージブランドを有する企業の経営者としての豊富な経験を通じて、グローバル視点での企業経営・マーケティング等の見識のほか、プレステージブランドビジネスに対して深い知見を有しています。これらの経験・知見から、取締役会において、当社のマーケティング戦略に関し積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として経営・マーケティングの両視点からの助言および監督等適切な役割を果たしていただいています。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として委員会に出席し、複数の企業において社外取締役としての経験を積み重ねている観点から、的確な意見を積極的に述べていただきました。</p> <p>上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に定めました。選任後は、新しいガバナンス体制のもと、引き続き上記の役割を果たすとともに、指名委員会および報酬委員会の委員としても適切な役割を果たすことを期待しています。</p> <p><独立役員該当状況と独立役員指定理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。</p>
4	<p>畑中好彦氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。</p> <p>同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソニーグループ株式会社* 社外取締役 ・積水化学工業株式会社* 社外取締役 <p>(*は上場会社)</p> <p>なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。</p>	<p><社外取締役選任理由と当社における役割・機能> グローバル展開する上場企業の経営トップとしての経験と実績のほか、海外子会社や経営企画・財務の責任者としての経験から、企業経営に関する多角的で幅広い知見を有しています。これらの経験・知見から、取締役会において、当社事業に対してグローバル企業経営者視点で積極的・的確な助言や意見をいただくなど、当社の社外取締役としてガバナンスのさらなる強化に対する監督等適切な役割を果たしていただいています。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として委員会に出席し、複数企業において社外取締役としての経験を積み重ねている観点から、的確な意見を積極的に述べていただきました。</p> <p>上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に定めました。選任後は、新しいガバナンス体制のもと、引き続き上記の役割を果たすとともに、指名委員会および報酬委員会の委員としても適切な役割を果たすことを期待しています。</p> <p><独立役員該当状況と独立役員指定理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。</p>
5	<p>小津博司氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。</p> <p>同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 ・一般財団法人清水育英会 代表理事 <p>(*は上場会社)</p> <p>なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。</p>	<p><社外取締役選任理由と当社における役割・機能> 法務省法務事務次官や最高検察庁検事総長等、法曹界における重職を歴任し、法務分野を中心として幅広い経験と知見を有しています。また、複数企業の社外監査役を務めた豊富な経験と知見を有しています。これらの経験・知見を活かして、取締役の職務執行の適法性・妥当性の監査を遂行していただきました。</p> <p>同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としても職務を適切に遂行できると判断しましたので、取締役会は同氏を新たに社外取締役候補者に定めました。選任後は、新しいガバナンス体制のもと、取締役会メンバーおよび、監査委員会の委員として適切な役割を果たすことを期待しています。</p> <p><独立役員該当状況と独立役員指定理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。</p>
6	<p>後藤靖子氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。</p> <p>同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社デンソー* 社外監査役 ・三井化学株式会社* 社外監査役 ・東京都 監査委員 <p>(*は上場会社)</p> <p>なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。</p>	<p><社外取締役選任理由と当社における役割・機能> 運輸省（現 国土交通省）初の女性キャリアとして日本政府観光局ニューヨーク観光宣伝事務所長を務めたほか、山形県副知事、国土交通政策研究所所長などさまざまな重職を歴任し、幅広いネットワークを有しています。退省後は、九州旅客鉄道株式会社で常務取締役として事業部門や財務部門を管掌したほか、取締役監査等委員として業務執行を監査する立場も経験しています。現在も他社において社外監査役に就任しており、財務・会計に関する経験・知見を有しています。これらの経験・知見を活かして、取締役の職務執行の適法性・妥当性の監査を遂行していただきました。</p> <p>上記の理由から社外取締役としても職務を適切に遂行できると判断しましたので、取締役会は同氏を新たに社外取締役候補者に定めました。選任後は、新しいガバナンス体制のもと、取締役会メンバーおよび、監査委員会の委員として、適切な役割を果たすことを期待しています。</p> <p><独立役員該当状況と独立役員指定理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。</p>
7	<p>野々宮律子氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。</p> <p>同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長瀬産業株式会社* 社外取締役 ・フーリハン・ローキー株式会社 代表取締役 CEO <p>(*は上場会社)</p> <p>なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。</p>	<p><社外取締役選任理由と当社における役割・機能> 米国および日本においてKPMGグループの会計事務所等で業務経験を重ねたほか、UBSグループおよびGEグループでM&Aおよび事業開発に携わるなど、高い財務・会計知識を有するとともにM&A等を含む経営の知識とビジネス経験を有しています。</p> <p>これらの経験・知見を活かして、取締役の職務執行の適法性・妥当性の監査を遂行していただきました。</p> <p>上記の理由から社外取締役としても職務を適切に遂行できると判断しましたので、取締役会は同氏を新たに社外取締役候補者に定めました。選任後は、新しいガバナンス体制のもと、取締役会メンバーおよび、監査委員会の委員として適切な役割を果たすことを期待しています。</p> <p><独立役員該当状況と独立役員指定理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。</p>

4. 補足説明

当社は「社外役員の独立性に関する判断基準」（以下、判断基準という）およびこれに付随する「各種届出書類・開示書類における関係性記載の省略のための軽微基準」（以下、軽微基準という）を以下のとおり定めております。本届出書では、軽微基準にしたがい独立役員の兼務先と当社との関係性の記載を一部省略しています。

社外役員の独立性に関する判断基準

株式会社資生堂（以下、当社という）は、当社の社外取締役および社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当社は当該社外役員または当該社外役員候補者が当社に対する十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 就任の前10年内および就任以降において、一度でも当社および当社の関係会社（注1）（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（注2）であったことがないこと。社外監査役にあつては、これらに加え、当社グループの業務執行を行わない取締役および会計参与（会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員）であったことが就任の前10年内および就任以降一度もないこと。
2. 現事業年度および過去2事業年度（以下、これらの事業年度を「対象事業年度」という）において、一度でも以下の各号のいずれにも該当したことがないこと。
 - ① 当社グループを主要な取引先としている者（注3）、またはその業務執行者（注2）。
 - ② 当社グループの主要な取引先（注4）、またはその業務執行者（注2）。
 - ③ 当社の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者（注2）。
 - ④ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者（注2）。
 - ⑤ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、会計専門家および法律専門家。なお、これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
 - ⑥ 当社グループから多額の金銭その他の財産（注6）による寄付を受けている者、または、その業務執行者（注2）。
 - ⑦ 当社の会計監査人。なお、会計監査人が法人である場合には、当該監査法人の社員、公認会計士、公認会計士以外の使用人（従業員等）を含む。
3. 以下の各号に掲げる者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者ではないこと。ただし、本項の第②号については、社外監査役の独立性を判断する場合にのみ適用する。
 - ① 当社グループの業務執行者（注2）（独立性判断の対象となる社外役員の就任の前10年内および就任以降にこれに該当していたものを含む）のうちの重要な者（注7）。
 - ② 当社グループのいずれかの会社の業務執行をしない取締役（独立性判断の対象となる社外監査役の就任の前10年内および就任以降にこれに該当していたものを含む）。
 - ③ 第2項第①号ないし第④号および第⑥号に掲げる者（対象事業年度において一度でもこれらのいずれかに該当していたものを含む）。ただし、これらの業務執行者（注2）については、そのうちの重要な者（注7）に限る。
 - ④ 第2項第⑤号に掲げる者（対象事業年度において一度でもこれらのいずれかに該当していたものを含む）。ただし、これらに所属する者については、そのうちの重要な者（注8）に限る。
 - ⑤ 第2項第⑦号に掲げる者（対象事業年度において一度でもこれらのいずれかに該当していたものを含む）。ただし、会計監査人が法人である場合については、第2項第⑦号尚書に掲げる自然人のうちの重要な者（注8）に限る。
4. 「社外役員の相互就任関係」（注9）に該当しないこと。
5. 前各項の他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。
6. 現在において、今後前各項の定めに該当する予定がないこと。

（注釈）

注1：「関係会社」とは、会社計算規則（第2条第3項第25号）に定める関係会社をいう。

注2：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、エグゼクティブオフィサーおよびこれらに類する者、持分会社の業務を執行する社員（当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者）、会社以外の法人・団体の業務を執行する者ならびに会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。

注3：「当社グループを主要な取引先としている者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 当社グループに対して製品もしくはサービスを提供している（または提供していた）取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社）であつて、当社の各対象事業年度における当社グループと当該取引先グループの間の当該取引に係る総取引額が1事業年度につき1,000万円を超えかつ当該事業年度内に終了する当該取引先グループの連結会計年度における連結売上高（当該取引先グループが連結決算を実施していない場合にあっては、当該取引先単体の売上高）の2%を超える者。
- ② 当社グループが負債を負っている（または負っていた）取引先グループであつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該取引先グループに対する負債の総額が1,000万円を超えかつ当該事業年度内に終了する当該取引先グループの連結会計年度における連結総資産（当該取引先グループが連結決算を実施していない場合にあっては、当該取引先単体の総資産）の2%を超える者。

注4：「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 当社グループが製品もしくはサービスを提供している（または提供していた）取引先グループであつて、当社の各対象事業年度における当社グループの当該取引先グループに対する当該取引に係る総取引額が1事業年度につき1,000万円を超えかつ当社グループの当該事業年度における連結売上高の2%を超える者。
- ② 当社グループが売掛金、貸付金、その他の未収金（以下、「売掛金等」という）を有している（または有していた）取引先グループであつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該取引先グループに対する売掛金等の総額が1,000万円を超えかつ当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
- ③ 当社グループが借入れをしている（またはしていた）金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社）であつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金の総額が当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

注5：第2項第⑤号における「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が1事業年度につき、個人の場合は1,000万円を超えるものをいい、法人その他の団体の場合は1,000万円を超えかつその団体の連結売上高または総収入の2%を超えるものをいう。

注6：第2項第⑥号における「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が1事業年度につき1,000万円を超えるものをいう。

注7：業務執行者のうちの「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブオフィサーおよびこれらに類する者および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

注8：第2項第⑤号および第⑦号に掲げる者のうち「重要な者」とは、監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人（以下、「各種法人」という）に所属する者のうち理事および監事等の役員をいう。所属先が監査法人、会計事務所、法律事務所および各種法人のいずれにも該当しない場合には、当該所属先において本注釈前記に定める者と同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

注9：「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの業務執行者（注2）が、他の会社の社外役員に就いている場合において、当該他の会社の業務執行者（注2）が当社の社外役員本人または当社の社外役員候補者本人である場合をいう。

以上

各種届出書類・開示書類における関係性記載の省略のための軽微基準

株式会社資生堂（以下、当社という）は、当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に付随して、下記のとおり「各種届出書類・開示書類における関係性記載の省略のための軽微基準」（以下、本基準という）を定める。本基準は、社外役員の独立性が十分に高いことが明らかであり、各種届出書類・開示書類（以下、届出書類等という）における詳細な記載を省略しても差し支えないと当社が判断する金額基準等を定めたものであり、届出書類等の社外役員の独立性に係る記載については、原則として本基準に該当するものを省略して記載するものとする。なお、以下において「対象事業年度」とは、当社の現事業年度および過去9事業年度をいう。

1. 主要な取引先に関する記載

各対象事業年度における次の金額が、いずれも1,000万円未満のものについては、当該事業年度におけるこれらの取引関係に関する記載を省略する。

- ①各対象事業年度における取引先グループから当社グループへの商品またはサービスの提供に係る取引の総取引額
- ②各対象事業年度末における当社グループの取引先グループに対する負債の総額
- ③各対象事業年度における当社グループから取引先グループへの商品またはサービスの提供に係る取引の総取引額
- ④各対象事業年度末における当社グループの取引先グループに対する売掛金等の総額
- ⑤各対象事業年度末における当社グループの金融機関グループからの借入金の総額

2. 当社グループから役員報酬以外の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家および法律専門家に関する記載

各対象事業年度において、当社グループが支払いまたは提供した金銭その他の財産の価額の総額が1,000万円未満のものについては、当該事業年度に係る記載を省略する。

3. 当社グループから寄付を受けている者に関する記載

各対象事業年度において、当社グループが支払いまたは提供した金銭その他の財産の価額の総額が500万円未満のものについては、当該事業年度に係る記載を省略する。

4. 配偶者以外の親族に関する記載

4親等以上離れた者（ただし、同居の親族または生計を共にする者を除く）については、記載を省略する。

5. 役員等の相互就任に関する記載

当社の社外役員がその出身会社の業務執行者、社外取締役、監査役もしくはこれらに準ずる役職者、またはその出身団体の業務執行者、役員もしくは役員に準ずる役職者に該当しなくなってから10年以上が経過しており、かつ、当該出身会社の取締役（社外取締役を含む）、執行役、監査役（社外監査役を含む）、執行役員もしくはこれらに準ずる役職、または当該出身団体の役員もしくは役員に準ずる役職を務める当社グループ出身者が当社グループの業務執行者、社外取締役、監査役

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。